

エネルギー価格高騰緊急対策支援

Q&A



Q. 使用量の確認方法は？

A. 令和4年11月～令和5年3月に使用した電気、ガス、ガソリン等の使用量や期間がわかる書類でご確認ください。
(例) 電気、ガスの場合は「ご使用量のお知らせ(検針票)」等
(例) ガソリン等の場合は燃料販売事業者が発行するレシートや領収書等

Q. 11月分の電気料金の「ご使用量のお知らせ」に検針日が10月21日～11月20日と記載がありました。日数で按分する必要はありますか？

A. 日数で按分する必要はありません。使用日数が多い方の月をその月の使用量とします。検針日が10月21日～11月20日の場合、使用日数が多い11月を11月分の使用量とします。

Q. 事業所が賃貸物件で、電気料金は管理会社がまとめて支払っているため、電気会社からの請求書や領収書がありません。申請できますか？

A. 管理会社が発行する請求書や領収書等に、電気の使用量、期間の記載があれば申請できます。

Q. 令和5年4月に新宿区で事業を始めましたが、申請できますか？

A. 申請できます。申請の際には、新宿区で事業を開始してから5ヶ月分の電気、ガス、ガソリン等の使用量が確認できる書類のコピーをご提出ください。

Q. 令和4年11月～令和5年3月に電気、ガス、ガソリン等を使用しましたが、その後、他県に移転し、新宿区に戻る予定はありません。申請できますか？

A. 補助対象期間が令和5年11月～令和6年3月であるため、申請できません。

その他詳細は産業振興課「経営力強化支援事業補助金」担当へお問合せ下さい ☎03(5273)3554

新宿区では経営力強化に取り組む

中小企業者・個人事業主を応援します

経営力強化 支援事業補助金

12月から新たに    等の経費に対する
電気 ガス ガソリン

〈エネルギー価格高騰緊急対策支援〉も
開始します



申請期間

令和5年4月3日～令和6年3月31日(消印有効)
(エネルギー価格高騰緊急対策支援は令和5年12月1日から受付開始)

対象者

中小企業基本法第2条に規定する区内中小企業・個人事業主

詳しい申請方法や提出書類等は、ホームページに掲載している応募要項をご覧ください

新宿区 経営力強化支援事業

検索

右の二次元コードからもアクセスできます



経営力強化に使える **補助金** 最大
160万円
ニーズに合わせて
〈経営力強化支援事業補助金〉をご活用ください

申請期間	補助内容	補助額	補助率
令和5年4月3日 ～ 令和6年3月31日	1 経営計画等策定支援 専門家による経営計画や販売計画等の策定及びコンサルティングに係る経費 【具体例】「コロナ禍や物価高騰の影響を受けた事業の立て直しについて相談がしたい」	合計 30万円 まで	10/10
	2 補助金申請手続き支援 専門家による各種補助金及び給付金等の申請に係る経費 【具体例】「補助金申請に必要な事業計画書の作成を支援してほしい」		
	3 販売促進・業態転換支援 広告費等の販売促進及び新分野への業態転換に係る経費 【具体例】「新商品を宣伝するためのチラシ作成を外注したい」	合計 80万円 まで	4/5
	4 インバウンド対応支援 多言語化対応及び和式トイレの様式化に係る経費 【具体例】「メニューや看板を多言語表示にしたい」		
	5 IT・デジタル対応支援 業務効率化等のためのITの導入やデジタル化に係る経費 【具体例】「インボイス制度に対応した会計ソフトを導入したい」「POSレジを導入して、購買データを管理したい」		
	6 設備等購入支援 生産性向上及び省エネ等に資する設備等の購入に係る経費 【具体例】「急速冷凍庫を導入して、作りたての味を販売したい」	30万円 まで	
	7 展示会等出展支援 販路拡大のための展示会・見本市等への出展に係る経費 【具体例】「販路拡大のため展示会に出展したい」		
令和5年12月1日 ～ 令和6年3月31日	8 エネルギー価格高騰緊急対策支援 (令和5年12月1日から受付開始) 事業用に使用した電気、都市ガス、LPガス、ガソリン、軽油、灯油、重油、オートガスの経費	20万円 まで	

NEW 8 エネルギー価格高騰緊急対策支援

令和5年12月1日から受付開始

エネルギー価格高騰緊急対策支援の補助概要

令和5年11月分から令和6年3月分の電気、都市ガス、LPガス、ガソリン、軽油、灯油、重油、オートガスについて
価格高騰分を補助します



〈補助金額について〉

対象経費ごとの使用量に区が設定した補助単価を乗じ、全てを合算した額とします
補助率は4/5とし、補助上限額は20万円とします

対象経費	補助単価	使用量	補助金額
電気	10円/kwh	令和4年11月分～ 令和5年3月分の使用量 (前年度の使用量)	補助上限額 20万円 (補助率4/5)
都市ガス	35円/m ³		
LPガス	45円/m ³		
ガソリン、軽油、灯油、重油、オートガス	35円/ℓ		

〈補助金額の計算例〉※電気とガソリンを申請する場合

対象経費	令和4年11月分～令和5年3月分の使用量合計	補助単価	補助対象額
電気	10,000kwh	10円	100,000円
+			
対象経費	令和4年11月分～令和5年3月分の使用量合計	補助単価	補助対象額
ガソリン	5,000ℓ	35円	175,000円
↓			
補助金額	合計275,000円×4/5=220,000円 ⇒ 上限20万円 を補助		

エネルギー価格高騰緊急対策支援の申請期間

令和5年12月1日～令和6年3月31日(消印有効)
本支援のみ申請は1事業者1回のみです